

議案第 53 号

勝山市道路線の変更について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 1 項の規定に基づき、勝山市道路線を下記のとおり変更するため、同条第 3 項の規定において準用する同法第 8 条第 2 項の規定により議会の議決を求める。

記

番号	路線名	旧新別	起 点	終 点	延長 m	幅員 m
1	市道 10-62 号線	旧	勝山市遅羽町比島 23 字 8 番 2 地先	勝山市遅羽町比島 23 字 1 番 1 地先	159.6	4.0
		新	変更なし	勝山市遅羽町比島 23 字 6 番 5 地先	113.0	4.0

令和 5 年 1 月 30 日提出

勝山市長 水上 実喜夫

提案理由

市道周辺の土地利用状況に合わせ、路線を変更するため、この案を提出する。

# 市道路線の変更 (遅羽町比島 地係)

